

京都市地域活性化総合特区 [指定：平成23年12月、認定：平成25年3月]

正

準

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(4.5 + 4.0) / 2 = 4.3$

4.3

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

| 番号 | 評価指標 | 進捗度 | 評点 |
|----|------------------|------|----|
| 1 | 再来訪意向及び紹介意向 | 97% | 4 |
| 2 | 年間観光消費総額 | 126% | 5 |
| 3 | 年間外国人宿泊客数 | 211% | 5 |
| 4 | コンベンション開催件数の世界順位 | 83% | 4 |

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 2 + 4 \times 2 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 4 = 4.5$

4.5

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.0

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i), ii), iii) の平均値 $(3.3 + 3.8 + 3.8) / 3 = 3.6$

3.6

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■ 規制の特例措置を活用した事業

(事項)

特定伝統料理海外普及事業

(概要)

・平成27年6月及び11月からフランス人料理人を菊乃井本店において受け入れ、また、平成28年1月からデンマーク人料理人を木乃婦において受け入れるなど、現在3名の外国人料理人が就労している。

(規制所管府省(法務省)の評価)

・特例措置の効果が認められる

専門家による評価の平均値

3.3

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.8

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

3.8

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

3.8

- ・打ち手に対する成果が明確に表れており、高い評価に値する。他地域のモデルになりうるものであり、常に高い視座で観光大国実現を先導していただきたい。
- ・特定伝統料理海外普及事業について、受け入れが進捗していることは評価できるが、実績値が寂しい。「組織的」対応がなされているのが明らかでなく、当初の狙い通りの成果に向かっているかどうかが見えない。
- ・市内のホテルだけでなく旅館、町家、あるいは近隣都市の宿泊施設の活用、市内への交通アクセス情報等の情報発信も含めて考えてよいのではないか。「言語・案内・標識」に関わる受入環境の中でも特に「言語・案内」に留意し、それを「外国人客向け着地型観光商品」メニューの拡大と連動させるのが効果的と考えられる。
- ・本特区の取組について、評価指標では把握できないため、事業の成果を適切に評価する指標を設定すべきである。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

3.8

総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算 $(4.3+3.6+3.8 \times 2) \div 4 = 3.9$

3.9

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

- ・評価は5～1(評点)で行う。
- ・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
- ・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。